

## 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、フランチャイズ方式によるコンビニエンスストアの展開を主な事業内容とし、EC（電子商取引）関連事業及びコンビニエンスストア事業に関連するその他のサービス等の事業活動を展開しております。株主・加盟店・取引先・従業員、そして地域社会等のステークホルダーと相互にプラスの関係を築きながら、共に成長し発展するという当社の基本姿勢である「共同成長（CO-GROWING）」の考え方にに基づき、加盟店と当社の継続的な収益向上を目指しています。当社の経営に当たっては、フランチャイズビジネスに関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外のステークホルダーとの間に築かれた取引関係等への十分な理解が不可欠です。これらは当社が創業以来培ってきた財産であり、当社の事業はこの財産にその源を有しております。したがって、株主を含むステークホルダーとの間で成立している当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でなく、そのような者が当社株式の大規模買付や買付提案を行う場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守る必要があると考えております。そして、買収の目的やその後の経営方針等に、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのある者、当社株主に株式の売却を事実上強制するおそれがある者、当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を十分に与えることのない者、当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することのない者、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当である者、当社企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のある者等が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるべく、次のような取組みを実施しております。

### （1）企業価値向上への取組み～中長期的な経営戦略

当社は、クオリティーにおける業界のリーディングカンパニーを目指し、高質店の開発、差益率の改善等に積極的に取り組み、フランチャイズチェーン本部としての経営基盤の強化を進めております。

当社は、平成18年9月の会社創立25周年を機に15年ぶりに企業理念を見直し、新たに「ファミリーマート基本理念」を制定いたしました。合わせて、従業員・加盟店が共通の価値観をもって行動するための指針「ファミマシップ」を制定いたしました。私たちファミリーマートは、「あなたと、コンビに、ファミリーマート」のスローガンのもと、ホスピタリティあふれる行動を通じて、お客さまに「気軽にこころの豊かさ」を提案し、快適で楽しさあふれる生活に貢献することを目指しています。この新たな基本理念の実現を目指すとともに、企業価値の更なる向上に努めております。

なお、平成18年度は、社会構造や消費構造の変化に対して、チェーンインフラの内部改革に経営資源を集中し、新たなFC契約「2FC-N」や「第3世代店舗システム」を導入いたしました。また、「気軽にこころの豊かさ」を提供すべく、国内においては全国47都道府県への出店を達成し、

全国でファミリーマートの「ホスピタリティ」あふれるサービスを提供できるようになりました。海外においても、台湾・韓国・タイに加え、平成 16 年に中国、平成 17 年に米国への出店を開始いたしました。

今後は、「グローバル 2 万店」体制の構築に向けた「パン・パシフィック構想」のもと、国内はもとより、環太平洋地域で日本発の「おもてなしの気持ち」を伝え、実践していくことを目指しております。さらに「売場・商品」「収益構造」「コスト構造」「意識」からなる「第 2 次構造改革」を断行するとともに、「あなたと、コンビに、ファミリーマート」のスローガンのもと、「S & Q C の徹底」「発注精度の向上」「商品力の強化」等の取り組みをこれまで以上に加速させ、より一層の加盟店支援を行っております。

また、当社は株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けており、剰余金の配当に関しましては、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。この基本方針を維持しながら、連結業績を考慮して決定することとし、今後の配当性向を連結ベースに改め当面 35% を目標として取組んでまいります。なお、自己株式取得は、機動的な資本政策遂行のため、必要に応じて適宜実施する予定です。内部留保につきましては、財務体質の強化と、新規出店、既存店舗のリニューアル及び新規分野への戦略投資に充当し、経営の強化を図り、業績の一層の向上に努めております。

## ( 2 ) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるの考えに基づき、透明度の高い経営システムの構築を図ることが重要と考えております。

この考えに基づき、取締役会による重要な業務執行の決定と職務の監督、執行役員制度の採用による業務の決定と執行の迅速化、社長直轄の監査室による内部監査の実施、監査役による取締役の職務執行の監査、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」の設置、「ファミリーマート倫理・法令遵守基本方針」「ファミリーマートコンプライアンス行動指針 3 項目」の制定、「内部情報提供制度」の導入等による倫理・法令遵守体制及びリスク管理体制の整備・強化  
情報管理室の設置による、個人情報を含む機密情報管理体制の強化、社長直轄の内部統制推進プロジェクト室の設置による、内部統制システムの充実及び業務プロセス改革の推進、等の施策を実行しております。

## 3. 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

### ( 1 ) 「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」導入の目的

当社は、大規模買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かは、原則的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであることを前提として、株主の皆様が大規模買付者からの情報及び当社取締役会からの意見・代替案等の提示を受ける機会を保証することが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断するために必要であると考えております。また、当社株主の状況（平成 19 年 2 月 28 日現在）は、別紙 1 に記載のとおりですが、1 名を除き、10% 以上保有する株主は存在せず、金融機関や外国法人等に広く分散しております。そのような中、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損するものと認められる大規模買付行為が行われた場合、事前の対応方針がない限り、適正な対抗措置を講じることは困難と考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の考えを具体化した客観的かつ合理的な一定のルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するの考え、下記( 4 )のとおり、事前の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記 1 の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行

為が為された場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入することといたしました。

なお、当社は平成 19 年 4 月 11 日現在、大規模買付行為にかかる提案等を一切受けておりませんので申し添えます。

## （２）用語の定義

本対応方針における用語を次のとおり定義します。

### 「大規模買付行為」

「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付行為を行い、又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為を行うことをいいます。なお、大規模買付行為の該当性の判断においては、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとしますが、事前に当社取締役会が同意した者による買付行為及び本対応方針導入日時点で議決権割合が 20%以上の特定株主グループに属する者による買付行為を除くものとします。

注 1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）をいうものとします。

注 2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注 1 の (i) 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算されるものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注 1 の (ii) 記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいうものとします。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3：株券等とは、証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいうものとします。

### 「大規模買付者」

「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者をいうものとします。

### (3) 特別委員会の設置

大規模買付行為が大規模買付ルールにしたがって一連の手続きが進行されたか否か、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損するものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。大規模買付者により提供された情報が当社株主が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために十分か否か、大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損しているか否か、当社取締役会が講じる対抗措置が客観的かつ合理的判断によるものであるか否か、その内容が必要かつ相当なものか否か等について、当社取締役会に対し意見、助言等を行う機関として、特別委員会を設置いたします（特別委員会の概要につきましては、別紙2をご参照ください。）

### (4) 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間を経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

#### 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、事前に当社代表取締役に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び行おうとする大規模買付行為の概要を明示し、本対応方針に従う旨を表明した意向表明書を提出しなければならないものとします。

#### 大規模買付者による情報の提供

当社は、により大規模買付者から意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して適宜提出期限を定め、当社株主の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を書面により求めるものとします。なお、特別委員会及び監査役は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

本必要情報の内容は、大規模買付行為の内容に従い当社取締役会が定めるものとしますが、一般的な項目は次に定めるとおりとします。

- ( ) 大規模買付者及びそのグループ会社の事業内容、事業規模。この中には、当社の事業と同種の事業についての経験、ノウハウ等を有するか否かに関する情報を含むものとします。
- ( ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容。
- ( ) 当社株券等の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け。
- ( ) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下これらを総称して「買付後経営方針等」といいます。）

なお、大規模買付者から提供された情報を精査した結果、当社株主の判断又は当社取締役会の意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して適宜提出期限を定め、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付行為があった事実及び提供された本必要情報の全部又は一部を、適切と判断する時点において当社株主に開示し、又は公表することができる

ものとしします。

#### 当社取締役会による対応

当社は、大規模買付者からの本必要情報の提供が完了した場合は、大規模買付者に対しその旨を証する書面を交付するものとしします。当社取締役会は、同書面を交付した日から起算して定める次の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）において、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けながら、大規模買付行為に対する評価、検討等を行い、その意見を形成するとともに、必要に応じ大規模買付者と買付条件等について交渉を行い、又は代替案を立案するものとしします。

- ( ) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付けの場合は、60日間
- ( ) 上記( )以外の大規模買付行為の場合は、90日間

当社取締役会は、上記の大規模買付行為に対する意見、代替案等が定まったときは、直ちに当社株主の皆様に対し意見、代替案等を提示し、必要に応じてこれを公表するものとしします。なお、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとしします。

また、当社取締役会は、取締役会評価期間内において対抗措置を講じるか否かに関する決定を行うに至らない場合には、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けたうえで、大規模買付者の買付内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で取締役会評価期間の延長を決定することができます（なお、当該延長期間後、更なる期間の延長を行う場合においても同様としします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに公表いたします。

#### (5) 大規模買付行為が為された場合の対応

##### 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案について反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じないものとしします。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案又は当社が提示する当該買付提案に対する意見若しくは代替案等をご考慮のうえ、ご判断頂くこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、次のいずれかの事由に該当し、客観的な根拠及び合理的な判断に照らし、当該大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合には、例外的に、会社法その他の法律及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、当社取締役会が最も適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

- ( ) 大規模買付者が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社関係者等に引き取らせる目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- ( ) 大規模買付者が当社の経営を一時的に支配して当社の事業活動に必要な知的財産権、ノウハウ、加盟者、主要取引先、顧客及びその他の営業秘密等を大規模買付者及びそのグループ会社等に移転させる等のいわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合

- ( ) 大規模買付者が当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者及びそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合
- ( ) 大規模買付者が当社の経営を一時的に支配して当社の事業活動に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせ、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合
- ( ) 大規模買付者の提示する買付の方法が、証券取引法その他の法令に違反し、又は最初の買付で当社全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の当社株券等の買付を行ういわゆる二段階買収及び部分的公開買付等の株主の判断の機会又は自由を構造上強圧的に制約するものである場合
- ( ) 大規模買付者の提示する当社株券等の買付条件(買付対価の種類、金額及びその算定根拠)並びに買付の内容、時期及び方法等が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合
- ( ) 大規模買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大規模買付者が当社の支配権を取得することが不適切である場合
- ( ) その他( )ないし( )に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合

#### 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、大規模買付行為が上記(5) ( )ないし( )に定める事由に該当すると判断したとき、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を守るため会社法その他の法律及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、当社取締役会が最も適切と判断する対抗措置を講じることができるものとします。

#### 対抗措置を講じる場合の手続

本対応方針においては、上記(5) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置は講じません。但し、上記(5) に記載のとおり例外的に対抗措置を講じる場合、並びに上記(5) に記載のとおり対抗措置を講じる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置を講じるに先立ち、特別委員会及び監査役に対して対抗措置を講じることの是非について諮問し、特別委員会及び監査役は、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損しているか否か等について十分検討したうえで、対抗措置を講じることの是非について意見、助言等を行うものとします。これを受け、当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、特別委員会及び監査役の意見、助言等を最大限に尊重し、対抗措置を講じるか否かにつき、取締役会評価期間内に速やかに決定するものとします。なお、対抗措置は、当社株主(大規模買付者を除くものとします。)の法的権利及び経済的利益を著しく害するものであってはならないものとします。当社取締役会は、上記決定を行った場合には、当該決定の概要その他当社取締役会が必要と判断する事項について、速やかに公表いたします。

具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙3に記載のとおりとしますが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会は、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者(但し、事前に当社取締役会が同意した者及び本対応方

針導入日時時点でこれに属する者を除きます。)ではないことを新株予約権の行使条件としたり、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件等を設けることができるものとし、

#### 対抗措置の停止等について

上記(5)又はにおいて、当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置を講じることが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けたうえで、次のとおり対抗措置を停止することができるものとし、

( ) 当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決定をした日から新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間においては、新株予約権の無償割当てを中止する。

( ) 新株予約権の無償割当ての効力発生日後、権利行使開始日の前日までの間においては、当該新株予約権を無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)する。

また、新株予約権の無償割当て以外の対抗措置を講じる場合において、これを停止又は変更を行うときは、会社法その他の法律及び定款に基づく手続きによるものとし、なお、当社取締役会は、対抗措置の停止等を行う場合は、当該決定の概要その他当社取締役会が必要と判断する事項について、速やかに公表いたします。

#### (6) 本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成19年4月11日から平成20年4月30日までとします。但し、有効期間満了日までに開催される当社取締役会において、本対応方針を継続することを決定した場合、かかる有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、本対応方針につき、当社第26期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認が得られなかった場合には、同総会終了後速やかに本対応方針を廃止します。

当社は、かかる有効期間満了前であっても、当社取締役会の決定によって本対応方針を廃止することができます。また、関係法令等の改正・整備等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の見直しを行い、本対応方針を変更する場合があります。

当社は、本対応方針が継続、廃止又は変更された場合には、その旨及び変更の場合には変更内容を速やかに公表します。

#### 4. 当該取組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主の共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社では、本対応方針の導入にあたって、以下の点から、本対応方針が基本方針に沿うものであり、かつ株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### (1) 株主意思の反映

本対応方針は、当社第26期定時株主総会において株主の皆様の賛否をご確認するものとし、当

社取締役会は、出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認が得られなかった場合には、同総会終了後速やかに本対応方針を廃止するものとしており、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

(2) 特別委員会の設置による当社取締役会判断の客観性及び合理性の担保

当社は、大規模買付者の協議、交渉、評価期間の延長及び対抗措置を講じる事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を設置します。これは本対応方針の運用に際し、一層の客観性を確保し、より株主共同の利益につながると考えたからであります。また、特別委員会の委員は、当社と利害関係を有しておらず、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性を有しております（各委員の略歴は別紙2の5参照）。

特別委員会の判断・決定の概要については、株主の皆様に公表することとされており、本対応方針の運営は透明性をもって行われます。

(3) 対抗措置を講じる場合の客観的要件・厳格な手続の設定

対抗措置は、上記3(5)「大規模買付行為が為された場合の対応」にて記載の通り、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ講じることができないように設定されており、しかもこれらの客観的要件は、上記1記載の基本方針において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないといわれる場合と一致させております。また、上記3(5)にて記載の通り、対抗措置を講じるための手続要件を具体的に、かつ厳格に定めており、当社取締役が恣意的に対抗措置を講じることを防止しております。

(4) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、上記3(6)「本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更」にて記載の通り、当社取締役会の決定によって本対応方針を廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であるため、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主・投資家に与える影響等について

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれまして

は、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置を講じた時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆様（大規模買付者を除くものとします。）が法的権利及び経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な公表を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを行うことを決定した場合には、当社は、割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償で割当てられるため、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。

なお、株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項を適用した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付します。

また、新株予約権無償割当てを行うことを決定した場合には、当社株式の価格が少なからず変動することもありますので、株主の皆様におかれましては十分ご注意ください。なお、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けて、当社取締役会の決定により新株予約権の無償割当ての中止又は無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が、大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

以上